

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(防衛省大臣官房会計課)

項 目 名	防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、税制部分について、「防衛力整備計画」、「令和 5 年度税制改正の大綱」、「令和 6 年度税制改正の大綱」、「令和 7 年度税制改正の大綱」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 74 条」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」を踏まえた税制措置を要望。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (百万円) (百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかなければならず、この防衛力を安定的に支えるために必要な、安定的な財源を確保することは重要な課題。この点、「防衛力整備計画について（令和 4 年 12 月 16 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」においては、2027 年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023 年度から 2027 年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>その上で、税制措置については、「令和 5 年度税制改正の大綱（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）」において法人税、所得税及びたばこ税の 3 税に所要の措置を講ずることとされ、令和 7 年 3 月には「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が成立し、法人税及びたばこ税に係る措置が定められた。所得税に係る税制措置についても、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 74 条」において、適当な時期に必要な法制上の措置を講ずることとされているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」において、これまでの基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討することとされている。</p> <p>財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省として、既往の閣議決定にある措置の実施を引き続き要望することとする。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昨年から引き続き要望するもの</p>	

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(防衛省地方協力局地域社会協力総括課)

項目名	航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第 2 項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>（関係条項） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲109,400 百万円の内数) (— 百万円)	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>移転措置事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置である。</p> <p>同事業における移転補償金等は、譲渡所得として所得税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。</p> <p>経済的負担により事業者が移転を断念するとなれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が被っている航空機騒音という不利益を放置することに繋がるおそれがあることから、本特例措置により経済的な負担や不安を軽減し、航空機騒音障害区域以外への移転を容易にすることによって、不利益を解消する必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化）</p> <p>防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>
		政策の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>3年間延長</p> <p>（所得税）令和9年1月1日～令和11年12月31日</p> <p>（法人税）令和8年4月1日～令和11年3月31日</p>
		同上の期間中の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等が令和6年度末時点で未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転の補償等を実施する。
		政策目標の達成状況	航空機騒音障害区域における移転の補償等が令和3年度末時点で未実施だった建物約11,400戸、土地5,500haに対し、前回要望時の令和4年度から令和6年度までの間に事業用資産、建物67戸、土地22.4haの移転の補償等を実施した。
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業者の見込み件数 令和8年度：39件（うち法人：4件） 令和9年度：29件（うち法人：2件） 令和10年度：2件（うち法人：0件） 適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人 <p>※算出根拠等は別紙「算出根拠等について-(1)」のとおり。</p>	

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域内から外に移転する際に譲渡する資産の譲渡所得に係る課税に伴う経済的負担を軽減し、事業用資産の所有者の移転を容易にすることによって不利益を解消するためのものである。</p> <p>本特例措置が延長されれば、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができる。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(予算上の措置等の要求内容)</p> <p>建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(令和7年度予算額)</p> <p>一般会計 55億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>航空機騒音障害区域内に所在する事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買換え等を行う場合、譲渡所得(上記予算をもって国が行う移転の補償等の金額)に課税された場合には、移転補償金等による移転促進効果が減殺されることから、買換え資産の取得を容易にするためには本特例措置により譲渡所得に係る税の一時的な負担を軽減する必要がある。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>航空機騒音障害区域内に所在する建物等の所有者においては航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいために移転を余儀なくされている。</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは困難であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p> <p>また、本特例措置の内容は課税の繰延べであるため、最終的な納税額に変化は生じず、補助金等と比して国庫への負担が少ないため、適切かつ必要最小限の措置である。</p> <p>防衛施設の安定的な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、移転の補償等の要望に応じていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本特例措置を継続することで、移転の補償等を促進するという目標達成を実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなるため、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与する上で必要不可欠である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

・過去3か年の適用実績
 令和4年度 適用事業者：23件（50件）
 うち法人：1件（3件）
 適用額：524百万円（995百万円）
 減収額：81百万円（182百万円）
 令和5年度 適用事業者：16件（58件）
 うち法人：0件（5件）
 適用額：511百万円（1,340百万円）
 減収額：77百万円（313百万円）
 令和6年度 適用事業者：23件（41件）
 うち法人：8件（5件）
 適用額：500百万円（1,061百万円）
 減収額：120百万円（287百万円）

・適用事業者の範囲
 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人
 ※算出根拠等は別紙「算出根拠等について-(2)」のとおり。

減収額等については、前回要望時に見込んだものと乖離しているが、これは移転希望者と隣接地権者との調整の難航など移転希望者の事情によるものである。

事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。

また、大規模な事業用資産の買換えにおいては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、所得税等が優遇されることから、達成目標の実現のため、少しでも進捗率を向上させていく観点からも本特例措置は必要である。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

○令和5年度 適用実態調査結果
 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7、第65条の8、第65条の9の各条項
 (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
 適用件数：1件
 適用額：12百万円

※適用件数について、適用実態調査情報上、令和5年度事業とされているが、防衛省における移転措置事業では事務手続き上、令和4年度事業と整理している。

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の令和4年度から令和6年度までの間に建物242戸、土地127ha、そのうち、建物67戸、土地22.4haの事業用資産について移転の補償等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。

また、令和4年度から令和6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者（70%）から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。前回の政策評価（令和4年度）におけるアンケート調査においては、83%が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価（令和7年度）における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の

		<p>直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると見込まれるものである。</p> <p>また、アンケートの中で、「2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため（事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用）。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。」という意見や、「事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。」「事業を継続する人には必要だと思う。」といった意見があったこと、個人・法人を問わず、事業用資産の買換え特例を利用したと回答した全ての所有者が「この制度が移転の動機の1つとなった」と回答していることから、事業用資産の買換え特例が実際に直接移転措置の促進に寄与していることが伺える。</p> <p>なお、適用数のうち70%が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられるため、このことから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度末までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある建物194戸、土地77.8haの移転の補償等を実施し、そのなかで事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転の補償等を実施する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和5年度から令和7年度までの3年間ににおける事業用資産の移転の補償等の見込みは、所期の目標51戸に対し、53戸であり、所期の目標に達した。</p> <p>土地の買入れについても、所期の目標29.1haに対し、37.7haであり、所期の目標に達した。</p> <p>戸数等調査を実施した平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時（令和3年度末時点）で30.2%（107ha）に対し、令和6年度末時点では、36.6%（129.4ha）と、進捗が図られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和49年度 創設 昭和50年度 延長（5年間） 昭和55年度 延長（5年間） 昭和60年度 延長（5年間） 縮減（圧縮割合を80%に引下げ） 平成2年度 延長（1年間） 平成3年度 延長（5年間） 平成8年度 延長（5年間） 平成13年度 延長（5年間） 平成18年度 延長（5年間） 平成23年度 延長（3年間） 平成26年度 延長（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 <p>平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（3年間） 縮減（圧縮割合を70%に引下げ） 令和5年度 延長（3年間）</p>

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(防衛省防衛装備庁装備政策部装備政策課)

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
税 目	所得税 (租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税 (租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条)	
要 望 の 内 容	<p>我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットィングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで)) ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長 (3 年間延長 (令和 10 年度末まで)) ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化 (試験研究費の算出に必要な証憑類の周知) ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ <p style="text-align: right;">等</p>	
	平年度の減収見込額	(精査中) 百万円

		(制度自体の減収額)	(▲947,900)百万円
		(改正増減収額)	(23,000)百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットINGな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。</p>		
	今回の要望（租税特別	合理性	<p>3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕</p> <p>第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化</p> <p>1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化</p> <p>(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性</p> <p>【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円 ・ 2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約120兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）

○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和7年6月13日閣議決定]

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(中堅・中小企業による賃上げの後押し)

中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

～略～

(4) 先端科学技術の推進

我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤(Beyond 5G)、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版 [令和7年6月13日閣議決定]

Ⅲ. 投資立国の実現

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

1. 中堅企業の創出・成長加速

② 中堅企業の研究開発・輸出の促進

～略～

同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。

V. 科学技術・イノベーション力の強化

1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援

研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。

このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。

○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～ [令和7年6月3日]

IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策

(10) イノベーション・スタートアップ

		<p>③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。</p> <p>○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～ [令和7年4月17日]</p> <p>3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一歩前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。</p> <p><具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等）</p> <p>③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。</p> <p><具体的施策> ～略～ ・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>○2021年度～2025年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p>

			<p>○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。</p> <p>《成果指標》 国内研究開発投資の総額</p> <p>《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設</p> <p>○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加</p> <p>○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化</p> <p>○税額控除の繰越制度の導入</p> <p>○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充</p> <p>○中堅企業に対するインセンティブの強化</p> <p>○試験研究費の範囲の明確化</p> <p>○中小企業等における控除率の見直し</p> <p>○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知）</p> <p>○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ</p> <p>（以上、適用期限の定めなし）</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長</p> <p>○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長</p> <p>（以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円となっている。</p> <p>研究費の推移（兆円）</p>

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)
総額	19.7	20.7	22.0	- (23.4)	- (24.9)	62.5 (110.7)	120

※2024年度は評価書作成時点(令和7年8月)では科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。

企業の自己負担研究費(兆円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
企業	15.7	17.0	18.0	-	-

[出典：2024年(令和6年)科学技術研究調査(総務省)]

有効性

要望の措置の適用見込み

○令和8年度適用件数見込み
 ・一般型 9,650件/事業年度
 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件/事業年度
 ・オープンイノベーション型 2,941件/事業年度

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

なし

予算上の措置等の要求内容及び金額

政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。

民間研究開発投資に対する政府支援の割合

	研究開発税制等	補助金等	合計

			<table border="1"> <tr><td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr> <tr><td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr> <tr><td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr> <tr><td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr> <tr><td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr> <tr><td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr> </table>	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%				
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																				
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																				
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																				
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																				
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																				
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																				
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																				
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																				
		<p>(出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。</p>																																					
<p>と効果に関連する</p>	<p>別措置の適用実績</p>	<p>これまでの租税特別措置の適用実績</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型></p> <p>令和 3 年度 6,120 億円（159 億円）</p> <p>令和 4 年度 7,255 億円（422 億円）</p> <p>令和 5 年度 8,994 億円（542 億円）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>令和 3 年度 256 億円（254 億円）</p>	<p>・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 兆円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。</p> <p>・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフットイングな投資環境の整備等が必要。</p>																																		

		<p>令和4年度 241億円 (237億円) 令和5年度 258億円 (250億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 令和3年度 151億円 (6億円) 令和4年度 141億円 (12億円) 令和5年度 226億円 (14億円)</p> <p>② 適用件数 (うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p><一般型> 令和3年度 3,556件 (1,005件) 令和4年度 8,014件 (4,091件) 令和5年度 9,047件 (4,910件)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和3年度 5,558件 (5,542件) 令和4年度 5,636件 (5,624件) 令和5年度 5,638件 (5,624件)</p> <p><オープンイノベーション型> 令和3年度 593件 (287件) 令和4年度 2,752件 (1,351件) 令和5年度 3,120件 (1,974件)</p> <p>(出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 42条の4</p> <p>② 令和5年度適用件数 (うち、資本金1億円以下の企業分) (1) 一般型 : 9,047件 (4,910件) (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 5,638件 (5,624件) (3) オープンイノベーション型 : 3,120件 (1,974件)</p> <p>③ 令和5年度適用額 (うち、資本金1億円以下の企業分) (1) 一般型 : 8,994億円 (542億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制 : 258億円 (250億円) (3) オープンイノベーション型 : 226億円 (14億円)</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>○企業の自己負担研究費の推移 (うち、資本金1億円未満の企業分)</p> <p>平成26年度 147,388億円 (4,887億円) 平成27年度 147,727億円 (4,061億円) 平成28年度 143,075億円 (4,419億円) 平成29年度 149,863億円 (3,849億円) 平成30年度 154,369億円 (3,585億円) 令和元年度 154,473億円 (4,010億円) 令和2年度 152,236億円 (4,358億円) 令和3年度 156,567億円 (4,815億円) 令和4年度 169,982億円 (7,570億円) 令和5年度 180,151億円 (5,466億円)</p> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額（特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額）に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。 平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成 15 年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 （総額型）の創設。 平成 18 年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。 縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。</p>

平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成23、24年度への繰越控除を措置（22年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成23年6月再つなぎ法） 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置を延長（23年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、OI型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。 売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI型の要件を緩和。

	<p>延長 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p>
令和 元年度	<p>拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乘せ措置を創設（令和2年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p>
令和 3年度	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間） ※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p>
	<p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p>
令和 5年度	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p> <p>拡充 一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。 ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。 特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。</p>
令和 6年度	<p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで）</p> <p>縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。</p>

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（防衛省整備計画局施設計画課）

項目名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始											
税目												
要望の内容	<p>第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。</p> <p>（注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省</p> <table border="1" data-bbox="887 831 1501 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		百万円	（制度自体の減収額）	（	百万円）	（改正増減収額）	（	百万円）
平年度の減収見込額		百万円										
（制度自体の減収額）	（	百万円）										
（改正増減収額）	（	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。</p> <p>「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。</p> <p>国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 (1) 防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。</p>
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
		前回要望時の達成目標	
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯	新規要望	